

ハラスメント防止に関する企業の取り組み

1. 職場内におけるハラスメント

ハラスメント行為は人権に係る重要な問題であり、役職員(役員、正社員、契約社員、派遣社員、アルバイト、パート)の尊厳を傷つけ職場環境の悪化を引き起こす、あってはならない行為です。当社では、ハラスメント行為を断じて許さず、全ての役職員が互いに尊重し合える、安全且つ快適な職場環境づくりに取り組んでいきます。役職員は、研修等によりハラスメントに関する知識や対応方法を身に付け、ハラスメント行為根絶を目指していきます。

2. 下記ハラスメントの根絶を目指します

パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメント、その他のあらゆるハラスメントのことを指す。

3. ハラスメント防止の対象

ハラスメント防止の対象者は全ての役職員になります。当社の役職員以外の者に対しても、ハラスメントに類似する行為を行ってはなりません。

4. 相談窓口の設置

<ハラスメント相談窓口>

〒530-0015 大阪市北区中崎町西 1-8-24 アインズビル梅田 406

株式会社ブルーム 担当者:加茂 幸太郎 [Tel:06-6485-8020](tel:06-6485-8020)

(1)実際に生じている場合だけでなく、生じる可能性がある場合や放置すれば就業環境が悪化するおそれがある場合、またハラスメントに当たるか微妙な場合も含め、広く相談に対応し、事案に対処します。

(2)必要に応じて関係者から事実関係を確認し、再発防止対策を講じるなど適切に対応します。

(3)相談者だけでなく、行為者等のプライバシーも守って対応します。

(4)相談者はもちろん、事実関係の確認に協力した方についても、不利益な取り扱いはいりません。

5. 懲戒

従業員がハラスメントを行った場合は、懲戒処分とされることがあります。その場合、次の要素を総合的に判断し、処分を決定します。

①行為の具体的態様(時間・場所(職場か否か)・内容・程度)

②当事者同士の関係(職位)

③被害者の対応(告訴等)・心情等

ハラスメントの防止に関する規程の禁止行為に該当する事実が認められた場合は、懲戒処分を行うこととなります。